

# 民法 5 契約

山本 豊 = 笠井 修 = 北居 功

2018年4月発売/428頁/本体2500円+税  
四六判/並製



Book Information

編集  
担当者  
から

アルマシシリーズ Specialized 民法に第5巻として「契約」が加わります。  
ご存じの通り2017年に民法、特に債権法に大きな改正がなされました（施行は2020年4月1日）。本書は改正法に基づいて契約法全体を基礎から説明するものです。重要な改正箇所については、改正前規定の内容との比較によって解説がされ、改正前の学習経験者もすつと読めるものになっています。適宜ケースを用いて、要件・効果の適用が問題となる類型を初学者にも意識させ、かつ規定の趣旨に深く遡る記述は中級者以上も面白く読ませます。

原稿を持ち寄った執筆者会合ではどう書いたら読者に伝わるだろうかと、先生方の熱心なご議論が幾度も繰り広げられました。そうして出来上がった本書は今後の契約法テキストのスタンダードとなるものでしょう。

本書を読み終えた後は巻末の参考文献から次の1冊を探すのもオススメです。ぜひ「おわりに——参考文献」（391頁）をご一読ください。（1）

Point!

P

Column 等、本文以外にも興味深く読める記述が満載です。

の例外として、このような処理を規定したのである。  
安全確保義務  
委任契約における安全確保義務の例として、単委任類似の無名契約としてのバック旅行契約につき、旅行者に対する安全確保義務が主催者に認められたケースがみられる（東京地判昭63・12・27判時1311号37頁）。

**Column** 旅行契約  
旅行契約とは、旅行者が旅行者に対して、各種の旅行役務を提供することを内容とする契約であり、その性質は委任契約ないし準委任契約と考えられる。この旅行役務の内容としては、旅行の企画の作成、航空券等の手配、宿泊施設の予約などから、渡航手続の代行にも及ぶ広い範囲の役務が考えられる。  
旅行業法によれば、旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に關し、旅行業約款を定め、旅行庁長官の認可を受けなければならない（同法12条の2第1項）。しかし、旅行庁長官および消費者庁長官が定めて公示した「標準旅行業約款」を旅行者において用いる場合には、その旅行業約款については、上記の認可を受けたものとみなされるため（同法12条の3）、ほとんどの旅行業者は、この標準旅行業約款を使用しており、この約款の内容は、わが国の旅行契約のほぼ共通する内容となっている（平成19年には、旅行業法施行規則等の改正により、第3種旅行業者（海外・国内の手配旅行のみを行う旅行者）が一定の条件の下で募集型企画旅行（かつては「主催旅行」と呼んでいた）を実施することができるようになり、この約款も改正された）。

Case 13-5  
Aは、自己所有の土地を売却したいと考え、不動産仲介業者Bとのあいだで不動産仲介契約を結び、報酬額の定めも聞いた。Bは、ほどなく自己の店舗を訪れたCに対してAの土地を紹介し販売の交渉を開始した。

BがCに土地を紹介する際にAも立ち会っていたところ、後日AはCと直接連絡を取り、「仲介手数料を節約しよう」などともちかけてその土地をCに売却してしまった。AB間の仲介契約は解除されていなかった場合に、BはAに対し、仲介の報酬額の支払を求めることができるか。

民法の委任は無償委任が原則であるが（648条1項）、現実に行われる委任のほとんどは有償委任である（商事委任は、特約がなくても有償を原則としている。商512条）。有償委任における受任者の報酬請求権の発生時期についてはそれと議論がないが、報酬の特約をもって委任契約が成立した時に発生すると解するのが多数説である。

また、報酬特約がされた場合には、その支払は後払が原則である（648条2項本文）。ただし、期間をもって報酬を規定したときは、その期間の経過後に請求することができる（同条同項ただし書・624条2項）。もっとも、後述の成果完成型委任の場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に支払わなければならない（648条の2第1項）。成果が引渡しを要しない場合には、原則にかえって報酬は後払となる。

なお、報酬額をあらかじめ委任契約において特定した場合には、その額が報酬となることは当然であるが、契約時に事務処理に要する費用をあらかじめ確定できないため、報酬額の算出基準を定めておく場合も多い。不動産仲介業者の報酬額はその例であり、また、弁護士の報酬額も着手金と成功報酬または報酬規定によって定められることが多い。他方、弁護士の報酬額につき別段の約定がない場合であっても、事件の難易、訴訟、労力の程度だけでなく、依頼者